

令和3年6月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和3年6月8日(火)
- 2 開催場所 新庁舎議会第4会議室
- 3 開会時刻 9時35分
- 4 閉会時刻 10時48分
- 5 出席した教育長及び委員  
桐谷 次郎 教育長  
下城 一 委員(第一教育長職務代理者)  
河野 真理子 委員(第二教育長職務代理者)  
笠原 陽子 委員  
佐藤 麻子 委員
- 6 出席職員  
教育局長 田代 文彦  
県立高校改革担当局長 杉山 正行  
教育監 岡野 親  
副局長 落合 嘉朗  
総務室長 篠田 寛  
行政部長 大場 勇人  
指導部長 濱田 啓太郎  
支援部長 宮村 進一  
生涯学習部長 高梨 信行  
企画調整担当課長 市川 秀樹  
管理担当課長 星 孝樹  
財務課長 藤野 智弘  
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹  
参事兼高校教育課長 増田 年克  
保健体育課長 富澤 桂子  
子ども教育支援課長 古島 そのえ  
特別支援教育課長 萩庭 圭子  
生涯学習課長 河田 貴子
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

## 教育委員会 6 月定例会 会議日程

日時 令和 3 年 6 月 8 日 (火)  
9 時 30 分から

場所 神奈川県庁新庁舎 8 階  
議会第 4 会議室

### 1 議事

#### 日程第 1

- 定教第 11 号議案 令和 4 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料「社会（歴史的分野）」について
- 定教第 12 号議案 神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則
- 定教第 13 号議案 神奈川県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則
- 定教第 14 号議案 令和 3 年第 2 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について

#### 日程第 2

- 請願第 2 号 「高等学校歴史教科書採択について（請願）」について
- 請願第 3 号 「本年度実施の高校用教科書採択に関する請願」について

### 2 協議・報告事項

- 報告 1 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

## 教育委員会 6月定例会 会議録

教育長                   ただいまから、教育委員会 6月定例会を開会します。  
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。  
では、会議録署名委員に佐藤委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

佐藤委員               (了解)

教育長                   本日の議題といたしましては、日程第1として「令和4年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料「社会(歴史的分野)」について」ほか3件の付議案件がございます。

また、日程第2として「「高等学校歴史教科書採択について(請願)」について」ほか1件の請願がございます。

さらに、協議・報告事項として「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」の報告がございます。

お諮りします。本日の日程のうち、日程第1の定教第14号議案は、知事に意見を申し出る案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び神奈川県教育委員会会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思ひますが、ご異議はございませんか。

全委員                   異議なし。

教育長                   ご異議がないものと認め、そのように決しました。また、日程第1の定教第12号議案及び定教第13号議案については、関連する案件でありますので、それぞれ続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思ひますが、ご異議はございませんか。

全委員                   異議なし。

教育長                   ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
では、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと思ひます。

それでは進行の関係から、はじめに日程第2の請願第2号に入ります。日程第2については、本日の教育委員会の案件公表後、請願が2件追加されたものです。県民等の皆様からの請願ということで、委員の皆様には急遽となりますが、よろしくお願ひいたします。

請願第2号

「高等学校歴史教科書採択について（請願）」について

陳述者 高梨晃嘉

説明者 増田高校教育課長

教育長           それでは請願第2号ですが、請願者から事情の陳述の希望がありました。陳述の時間ですが、会議規則第39条第1項で「教育長の許可する時間内において、請願に関して事情を述べることができる」と定められています。つきましては、従前と同じように陳述時間を5分以内で認めるとともに、説明資料の配付のご希望がある場合は、これを認めたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員           異議なし。

教育長           ご異議がないものと認め、そのように決しました。それでは、陳述者の方を席にご案内してください。

それでは、事情の陳述の前に確認をさせていただきたいと思います。請願第2号を提出し、陳述を希望されている「かながわ歴史教育を考える市民の会」事務局長の高梨晃嘉さんでよろしいですね。

陳述者           はい。

教育長           それでは、これから事情の陳述をお聞きしますので、5分以内ということでもよろしくお願いたします。こちらに残りの時間が表示されますので、適宜ご確認をいただきながらということをお願いいたします。それから、大変恐縮ですが、マスクのままということでご発言をお願いできればと思いますので、よろしくお願いたします。それでは請願第2号「「高等学校歴史教科書採択について（請願）」について」です。どうぞお話しください。

陳述者           高梨です。陳述をさせていただきたいと思います。

5月27日の神奈川新聞の前日26日の教育委員会5月臨時会で「委員から「国の動きをしっかりと確認して対応を検討すべきだ」などの意見が出た。」という報道部分に、私は大変違和感と疑問を感じましたので、歴史教育の関係者と相談、協議をして、この請願を出させていただきました。国の動きなるものが、3月に検定を通った教科書に4月27日の閣議決定の内容を反映させる、そうした動きになっているというふうに私は受け止めております。特に、二つの答弁書に私も目を通しましたが、これまでの政府の認識や見解と異なっており、しかもその変更の理由も取ってつけたようなあいまいなものであって、また内容的にも矛盾に満ちたものだというふうに受け止めております。例えば「強制連行」「強制労働」に関する答弁書は、1997年3月の参議院予算委員会での政府答弁である「募集」、「官斡旋」（かんあっせん）、「徴

用」など、それぞれ形式は異なっていますが、全て国家の動員計画により強制的に動員した点では相違はない」というこの認識を変更したものであり、その変更理由には全く説得性はありません。したがって、従軍慰安婦の答弁書も含めて、多くの団体からこの二つの答弁書はいずれも不当との説明が出されていること、さらにそれまでの政府の認識について、説得性のない根拠で変更という理解しがたい事態について、教育委員の皆様、しっかり確認して、教科書採択に生かして対応していただきたい。切に願うものであります。

さらに、国の動きなるものうち、教科書検定基準のいわゆる「政府見解条項」の認識についても、国会でこれまで積み重ねてきた議論を無視した見解表明となっており、したがって「政府見解条項」についても、教育委員の皆様には、これまでの国会でどのような政府答弁がなされてきているのかを、しっかり精査、確認して対応していただきたい。特に、文部科学大臣の動きは、請願でも述べましたが、2013年の検定審議会での政府側答弁の存在にほおかぶりをして、さらに「政府見解条項」の政府の統一的な見解、または最高裁判所の判例が存在する場合にはそれに基づいた記述という部分から最高裁判例の部分には触れずに、政府の統一的な見解だけを強調した動きとなっており、したがって「従軍慰安婦」という用語については、2004年11月29日の最高裁判決に「軍隊慰安婦」という用語が使われているとの具体的な反証が研究者等から示されている点についても、教育委員の皆様には、しっかりと確認をしていただきたいと思えます。

高等学校の教科書採択を前にして、既に合格している教科書の会社へ訂正申請を求めるといった前代未聞の今回の国の動きは、明らかに政治介入に等しい、私はそう判断しております。教育委員の皆さんにおかれましては、国の動き云々だけで判断することはないと信じておりますけれども、4月27日の教育委員会4月臨時会で確認した採択方針に則り、政治介入を廃して、粛々と教科書採択に当たっていただきますよう切に願い、以上、陳述といたします。

教育長

どうもありがとうございました。ただいま陳述いただきましたので、この陳述の内容につきまして、各委員から何か確認をさせていただくことはございますか。よろしいですか。

少し私から確認をさせていただきたいと思えます。請願いただいている「請願事項」については教科書採択については「4月27日の貴教育委員会臨時会において決定した方針に則り」という形でございます。これは基本的には、これまでの県教育委員会の方針に則って、教科書採択を進めてほしいということですのでよろしいのでしょうか。

陳述者

これまでのというものは承知していませんけれども、ただ請願に書きましたように、4月27日に確認されたというふうになっている、その採択方針を私も目を通しましたし、またこの請願にも記載させていただいておりますけれども、それに則ってということでございます。

教育長

分かりました。ありがとうございます。

それから、これは次の「請願第3号」にも関係するのですが、今ご発言いただきました「国の動きをしっかりと確認して」というのが「委員から」という形になっておりますが、正確には、この発言は事務局からの発言でございます。

陳述者 はい、分かりました。新聞記事をそのまま書いたものですから。

教育長 よろしいでしょうか、他には。ありがとうございます。それではご退席いただいて、お席にお戻りください。

それでは、ただいまの陳述も含めまして、事務局から補足説明はありますか。

高校教育課長 内容につきましては、特段の補足事項はございません。6月4日に、本請願につきましては県教育委員会に持参をいただき、受理させていただいたところです。

教育長 ただいま、請願第2号の事情の陳述をお聞かせいただきました。陳述いただいた内容、基本的には請願の文書の補足ということでございますが、いろいろご発言いただいた点もございます。そうした点もしっかりと確認をさせていただいた上で、慎重に審議していきたいと思っております。ということから、継続審議としたいと考えておりますけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 よろしいですか。それでは、ご異議がないものと認め、継続して審議をさせていただき、しっかりと確認をさせていただきたいと思っております。

それから続きましてもう一つ、請願第3号「本年度実施の高校用教科書採択に関する請願」について」でございます。

### 請願第3号 「本年度実施の高校用教科書採択に関する請願」について

説明者 増田高校教育課長

高校教育課長 請願第3号「本年度実施の高校用教科書採択に関する請願」について」、説明をさせていただきます。青のインデックス、請願第3号をご覧願います。県民等から教育長宛、請願書が提出されました。請願の内容は「本年度実施の高校用教科書採択に関する請願」についてでございます。請願した方は、琉球大学名誉教授の高嶋伸欣氏でございます。請願の内容につきましては、請願書の「1 請願項目」にあるとおり、2点に整理をされております。「1）採択に際しては、生徒の実情を最も良く把握している学校現場の教員による学校選定の結果を尊重してください」、「2）貴委員会が5月26日の臨時会で継続審議とした「請願第1号」については、「国の動きを

しっかり確認してから対応を検討」するのではなく、同請願が根拠としている『答弁書』をめぐる「国（政府）」以外の社会全体、特に教育関係者や歴史研究者、さらには関心を寄せている一般市民等の「動きをしっかり確認してから対応を検討」し、慎重に審議を進めて下さい。」、この2点となっています。本請願につきましては、6月7日郵送により県教育委員会に提出され、受理したものです。請願第3号に関する説明は、以上でございます。

教育長 請願第3号の内容並びに今の高校教育課長の説明につきまして、委員の皆様から何かご質問等がございますか。よろしいですか。

請願第3号の請願項目の2)につきましては、請願第2号で陳述をいただいた内容「国の動きをしっかり確認して対応を検討すべきだ」、この言葉そのものは委員ではなく、事務局からの発言ということでございます。請願第3号につきましても、先ほどの請願第2号と同趣旨と受けとめさせていただきまして、いろいろと確認をさせていただきながらと考えておりますので、慎重に審議する必要があるということで、請願第3号につきましては、継続審議としたいと私としては考えておりますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、ご異議がないものと認めまして、請願第3号については、継続審議といたします。

なお、今年度の教科書採択のスケジュール、8月後半の臨時会ということになりますけれども、そのスケジュールを勘案しますと、現在、継続審議としている請願第1号を含めまして、今後日程の確認等をしながら方向性を見出しまして、7月の教育委員会で、これらの請願については判断が必要と考えております。委員の皆様方には、請願第2号、第3号がお手元にお届けするのが急遽となってしまいましたので、いろいろと確認をしていただく部分もあろうかと思っております。その点については、よろしくお願いたします。また事務局の方でも、国会での動き等、いろいろな点につきましては確認をしながら、委員の皆様方に事前に情報を提供させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは請願に続きまして、ここからは、会議規則第22条の2の規定によりまして、進行を下城委員にお願いたします。

下城委員 それでは進行の都合から、協議・報告事項の報告1に移ります。

報告1 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について  
説明者 市川企画調整担当課長

企画調整担当課長 赤色のインデックス、報告1をお開きください。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」です。この報告資料は、これまでの主な県教育委員会の対応について取りまとめたものですが、今回は5月11日開催の5月定例会以降の対応についてご報告させていただきます。

22ページをご覧ください。真ん中より下の「フ」をご覧ください。5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで再延長されたことに伴い、令和3年5月8日付け通知の内容により引き続き緊張感を持ち、対応することとし、県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼しました。

24ページをご覧ください。県立社会教育施設の対応について「ク」ですが、5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで再延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととしました。

「4 今後の対応」ですが、引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していきます。特に変異株の感染者が大部分を占めてきていること等を踏まえ、県立学校においては、感染防止対策をより一層徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施します。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染防止対策を徹底し運営していきます。

25ページをご覧ください。「参考1」は「県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況」です。5月31日現在において、県教育委員会で把握しているものです。25ページから27ページは、県立学校の状況についてです。また、28ページから30ページは、市町村立学校についての状況となっています。

31ページをご覧ください。「参考2」は「県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況」と「県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況」、5月31日現在の報告をまとめたものです。参考につきましては、後ほどご覧いただければと思います。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」の報告は以上です。

下城委員

それでは、質問がございましたらよろしくお願いします。

それでは少し私から質問させていただいてよろしいですか。26ページ、4月、5月の推移、児童、生徒の月別感染者数の推移ですが、5月が若干増えているように見受けられます。日本全国は、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の適用にしたがって、ゴールデンウィーク以降どんどん感染者が少なくなっている状況なのですが、一方で沖縄は、ゴールデンウィーク以降1か月経っているにもかかわらず、感染者数が減らない理由の一つとして、学校での感染が増えているということで、休校措置に入ったというふうに聞いています。気になるのは、5月が若干、微増なのですけれ



ど増えてきているということ。5月といっても、5月の頭の方、それから後の方という見方があると思うのですが、どのようにお考えか少しお聞かせください。

保健体育課長 5月の状況につきましては、連休明けからの数字が高くなったということは把握しています。その感染の状況につきまして最も多いのは、やはり家庭内感染であり、その他は感染経路不明となっています。そのことから考えますと、やはり家庭内に持ち込まれたウイルスに生徒等が感染した、あるいはそういったことが考えられての数字が5月に表れていると考えております。

下城委員 変異株、子どもにもかかりやすくなっているという話も巷間ありますので、家庭内感染の濃厚接触ということだと思いますが、学校内クラスターということにならないように、くれぐれも注意して見守っていただきたいと思えます。

教育局長 補足いたします。本県、まん延防止等重点措置区域ということで、下城委員お話しのとおり、5月以降200人強ということで、数字が高止まりという言い方を、実は県の本部会議でしております。下げ止まりというよりも、むしろ高止まりだろうということで。要は、一定の数まではピークから減少したものの、横ばいが続いているという状況です。本県の感染者のうち、実はもう8割以上が変異株だということで、本部会議でも変異株に置き換わっているというふうに理解した方がいいだろうと。下城委員お話しのとおり、若年層にもということで、数字的にはある程度一定しているのですが、若年層にもという影響も懸念されておりますし、また感染力が従来株より強いという指摘もございます。これは文部科学省の通知にも出ておりますので、私どもは引き続き健康医療局と連携を取りながら、感染症対策、より一層緊張感を持って取り組んでいきたいと思っております。

下城委員 いかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 下城委員のご意見に少しつながるところなのですが、市町村の中では、学校職員へのワクチン接種も少しずつ始まってきているということを目にするのですが、そういう情報は一定程度把握されているのかどうかについて、まず伺いたいのですが。

教育局長 職域では、学校でのワクチン接種はまだ事実上始まっていないです。あくまでも現段階での枠組みとしては自治体接種ということで、市町村の取組み、優先順位は医療従事者等、それから現在65歳以上の方を対象に市町村にはやっけていただいております。市町村によっては、一部そこでキャンセルが出た方について、優先順位をつける中で、その対象として教員もという自治体のお考えもあると承っておりますが、詳細については、現在まだ把握できていないところです。今後、職域について動きが出てくるかと思っておりますので、私どももそこは慎重に考えていきたいと思っております。

下城委員 他にいかがでしょうか。

教育長 基本的には、今のまん延防止等重点措置の指定というのが6月20日まであります。東京の緊急事態宣言や全国的な状況を見た中で、どういう形で次の感染防止対策を打っていくのか。6月20日ということが一つの区切りになっていますので、健康医療局や県全体の本部会議、この間、様々な会議等もありますので、そういったものの中で、教育委員会としてどうしていくのか、その点について検討し、また委員の皆様方のご意見を頂戴しながら、方向を見定めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

下城委員 他によろしいでしょうか。

河野委員 ここに書いてあることではなく、まだ先が読めない中だと思うのですが、もしもオリンピック・パラリンピックが開催される場合、何か発信するようなことがあるのか教えていただければと思います。

保健体育課長 まず、オリンピック・パラリンピック関係ですが、現在、聖火ランナー等の行事を控えております。そういったことを踏まえて、この感染の状況を十分に考えながら、今後の対応については検討するという段階になっています。いくつかの学校からは、そういったイベント等にも参加を予定しておりますが、現在の段階ではまだ予定でして、具体的には状況を踏まえ、参加等については考えていくこととしたいと思っております。

教育長 オリンピック・パラリンピック関係につきましては、特に聖火リレー等、いろいろと議論をされておりますが、ぎりぎりまで見て判断をしていきたいというのが知事のお考えであり、県全体としてどうしていくのか、私どもは、そこに参加を依頼されている部分等がありますが、全体の状況がまだ見えていないという中で、あくまでも予定という形です。やはりどこかで、全体の状況が見えた中で、そこをどうしていくのかという形になるのかなと思っております。

下城委員 他によろしいでしょうか。それでは、ご質問がないようでしたら、次に日程第1の定教第11号議案に移ります。

#### 定教第11号議案

令和4年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料「社会（歴史的分野）」について

説明者 古島子ども教育支援課長

子ども教育支援課長 青のインデックス、定教第11号議案をご覧ください。提案理由ですが、神奈川県教科用図書選定審議会から令和4年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料「社会（歴史的分野）」について、6月1日付けで同審議会会長より答申を受けましたので、この答申に基づき、県教育委員会として別紙案のとおり資料を作成し、採択権者に対する指導、助言を行いたく提案するものです。

別紙、定教第11号議案関係をご覧ください。1ページ「1 今後の教科用図書の採択スケジュール」のとおり、今年度、中学校等においては、基本的には同一教科書を採択することとなっていますが、令和2年度の再申請に係る採択がございませう。

「2 中学校社会科教科用図書（歴史的分野）の新たな発行に伴う対応について」をご覧ください。3月30日付けの文部科学省の通知により、令和2年度に再申請された自由社の教科用図書が検定に合格し、中学校社会（歴史的分野）については、自由社を含めた全発行者について、令和3年度に採択替えを行うことが可能となったこと、採択替えを行うかは、採択権者の判断によること、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条に規定された都道府県の教育委員会における調査研究を実施する必要があることなどが示されました。

では、第11号議案にお戻りいただき、1枚おめくりいただきまして「教科用図書調査研究の結果」をご覧ください。表紙をおめくりいただき、表紙の裏面、上段の枠囲みには本資料の位置付け及び構成、中段には目次、下段には発行者の略称及び正式名称の一覧があります。発行者一覧の上から6番目に、新たに発行されることとなった自由社を記載しました。これは教科書目録に示された順です。

次に、最下段の右隅に記載しました通し番号の1ページ、＜本資料の見方＞では、【資料Ⅰ】に調査研究結果の概要を発行者ごとに記載し、【資料Ⅱ】に観点ごとに詳細を記載していることを述べています。

さらに、おめくりいただきまして、通し番号の2ページから6ページまでが、昨年度に定めました調査研究の観点です。

次に、通し番号の7ページをご覧ください。【資料Ⅰ】では、表の最上段に発行者の略称と書名を記載しています。このページには、教科書目録の順の1番目、東京書籍の調査結果をお示ししています。左側の縦列には、順に「1 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」から「4 分量・装丁表記等」までのまとまりで、先ほどご覧いただいた調査研究の観点を、それぞれ①から⑥の数字で示しています。以降、教科書目録の順に各者お示ししておまして、6番目、通し番号の12ページが今回新たに行った自由社の調査結果です。

次に、通し番号の15ページをご覧ください。ここからが【資料Ⅱ】となっています。観点の①から順に⑥まで、全発行者について記載をしております。各観点につきましても、教科書目録の順となっています。6番目が自由社です。

さらに、通し番号の22ページをご覧ください。ここからは【参考】として、神奈川県に関連する記載、ICTを活用して学習を進めるためのURL、二次元コード等の掲載の有無、教科書の重量を記載しました。

今回の調査研究資料ですが、自由社以外の7者の内容については、昨年の6月定例

会において、審議、議決をいただいた上で、市町村教育委員会へ提示したものです。今回の調査では3月30日付けの文部科学省の通知に基づき、この自由社以外の7者については、昨年度の観点の下、調査研究の結果の再確認を行ったもので、変更はありません。そして、新たに発行された自由社の教科書については、昨年度の観点を用い、新たに調査研究を行ったものです。先ほど申しましたとおり、自由社の教科書の調査研究の結果については、【資料Ⅰ】においては通し番号の12ページ、【資料Ⅱ】においては観点ごとに上から6番目の枠に記載しております。

次に、ここからは資料への記載はありませんが、本資料作成までの経過及び今後の流れについて補足いたします。今回の選定審議会の調査研究は、公正性を確保する観点から、調査員の人数や調査委員会の開催日数について、昨年度と同規模で実施されました。また、現在採択権者である市町村教育委員会等は、採択方針として、採択替えも一つの選択肢として全発行者の調査研究を行い、調査研究に基づいた採択を行うか、昨年度に採択した発行者の継続とする採択を行うか、検討しています。既に方針を決めた採択権者もありますが、どちらの判断も国の通知に則った対応です。さらに、県立中等教育学校の前期課程についてですが、両校では本調査研究の結果を活用して調査研究を行い、例年と同様の手続きを経て、採択希望図書一覧を県教育委員会へ提出するという方針について、本年4月の教育委員会臨時会において議決をいただいております。今後、本調査研究の結果は、本日の議決を受け、各市町村教育委員会、各国立大学附属義務教育諸学校長、各私立学校長等の採択権者に送付し、採択を行う際の基礎的資料として活用していただく予定です。この調査研究の結果をもって、市町村教育委員会等への指導、助言、援助としてよろしいか、ご審議をお願いします。

下城委員            それでは、質問がありましたらよろしく申し上げます。

笠原委員            子ども教育支援課長のご説明で、6月1日選定審議会からの答申があったということなのですが、その選定審議会の席上で、今回のこの調査研究について、委員の方々からお話があったのならば、教えてください。

子ども教育支援課長    審議会においては、主な意見として、自由社の資料の中で【資料Ⅰ】にある、⑮の記載内容と⑫の観点の記載の表現についてご意見をいただき、そのご意見を基にして、その後修正をしたというような経緯があります。具体的に申しますと、小学校の学習との関連という部分での表現の仕方のところでのご意見をいただきました。また、各市町村教育委員会における今回の採択の流れについてご質問いただきまして、それぞれの市町村の流れについてご説明をしました。今、説明の中でもお話をしたとおり、採択権者である市町村教育委員会が、採択替えも選択肢の一つとして全発行者の調査研究を行って、調査研究に基づいて採択を行った、昨年度の採択した発行者の継続とする採択を行うかということを検討していると、既に決められた市町村もあると、そういったことをご説明いたしました。

下城委員 他によろしいですか。

笠原委員 では、もう1点。子ども教育支援課長のご発言の中で、昨年度行った調査研究については、再確認をされたという、その再確認というのは、具体的にどういったことですか。

子ども教育支援課長 今回、自由社が新たに加わりましたのでその観点と、それからこれまでの調査の状況について調査員の皆さんと再確認をした上で、同じような視点で調査ができるようにということで、再確認をいたしました。

笠原委員 先ほど子ども教育支援課長のお話にあった、全ての教科書会社が公正に採択できるような情報として整理がついたと理解してよろしいですか。

子ども教育支援課長 はい、そのとおりです。

下城委員 今の点、私からも少しよろしいですか。後からこの自由社の教科書が加わったことによって、それまでの審査結果、内容というのが影響を受けないか、もう1点を加えるというやり方が従来なかったわけで、そういったところで公平性がきちんと担保できるかということが懸念としてあったと思うのですが、それについては、委員の皆さんは、十分、しっかり公平に審査ができたとおっしゃっているということでよろしいですか。

子ども教育支援課長 調査員の人数も、先ほど申しました調査の回数や期間とか、そういったものは昨年と同様にしておりまして、しっかりと公正に調査できたと認識しております。

下城委員 他によろしいでしょうか。それでは、ご質問がなければ、採決について教育長にお願いします。

教育長 それでは、ただいまの定教第11号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員によろしくお願いいたします。

下城委員 それでは次に、定教第12号議案及び定教第13号議案に移ります。

定教第12号議案

神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

定教第13号議案

神奈川県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

説明者 羽鹿教職員人事課長

教職員人事課長 定教第12号議案及び定教第13号議案についてご説明させていただきます。定教第12号議案「神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則」及び、次の定教第13号議案「神奈川県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、改正内容が同一ですので一括してご説明します。

青色インデックス、第12・13号議案関係をご覧ください。「神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則及び神奈川県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則の概要について」です。「1 改正の趣旨」については、本県においては、正規職員に欠員が生じた場合の代替職員、育児休業及び配偶者同行休業を取得する場合の代替職員は、臨時的任用職員として任用しており、これらの任期に定めのある臨時的任用職員に対しては、地方公務員法の改正を踏まえて、平成29年度から人事評価を実施しております。また、これまで学校現場においては、職員が1年を超える育児休業及び配偶者同行休業を取得する場合の代替職員は、臨時的任用職員として任用してきましたが、令和3年4月からは、地方公務員法の改正の趣旨などを踏まえて、任期付職員として任用することとしました。これまで、学校現場には任期付職員がいなかったため、任期付職員に対して人事評価を実施するためには、人事評価に関する規則に任期付職員を位置付けることが必要となることから、所要の改正を行うものです。

「2 改正の内容」については、学校現場における任期付職員についても人事評価を実施するため、当該職員を対象に追加いたします。

「3 施行期日」は令和3年7月1日です。

青色インデックス、第12号議案「神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則」をご覧ください。提案理由については、記載のとおり、先ほどご説明したとおりです。

続きまして次のページをご覧ください。「神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則」案です。裏面には新旧対照表を付けていますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

青色インデックス、第13号議案「神奈川県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則」についても、先ほど申し上げたとおり、提案理由、改正内容は、定教第12号議案と同様です。私からの説明は、以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

下城委員

ではご質問がありましたら、お願いいたします。

佐藤委員

育児休業等取得時の代替職員が、臨時的任用職員から任期付職員となることによっ

て、何か処遇等の改善は図られたのでしょうか。

教職員人事課長 臨時的任用職員と任期付職員には、根拠法令や、休暇の取得や給与の昇給の考え方等に差異があります。一概にどちらが上ということではないのですが、そういった違いはあります。

下城委員 他によろしいですか。それでは、ご質問がなければ、採決について教育長にお願いいたします。

教育長 それでは、ただいまの定教第12号議案及び定教第13号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。  
それでは、ここで室内換気のため、5分程度休憩といたします。

(10時30分休憩に入り、10時35分再開する)

教育長 それでは、教育委員会6月定例会を再開いたします。県教育委員会会議規則22条の2の規定により、進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでは次に、日程第1の定教第14号議案に移ります。ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。

会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局长、県立高校改革担当局长、教育監、副局长、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、財務課長を指定します。

(10時35分非公開の会議に入り、10時48分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて閉会いたします。

令和3年6月8日

会議録作成者 書記 中村 怜

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第14号議案

- ・ 財務課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。